

令和7年度

第48回近代化基金融資 申込公募のしおり

■この制度の目的■

この制度は、運輸事業振興助成交付金をもって基金を創設し、利子補給による長期低利の融資を推進してトラック運送事業の近代化・合理化を図るものです。

令和7年6月

一般社団法人香川県トラック協会

第48回近代化基金融資申込公募要綱

(ポスト新長期等規制融資公募要綱)

●融資総枠

「一般融資」と「ポスト新長期等規制融資」合わせて6億円

●公募期間

令和7年6月10日(火) ～ 令和8年1月9日(金)

※公募期間中であっても、融資総枠を超えるとその時点で公募は終了します。

●融資対象者

一般社団法人香川県トラック協会(以下、「香ト協」という。)に加入している貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)であって、香川県内に本社を有し、かつ株式会社商工組合中央金庫(以下、「商工中金」という。)と取引資格のある事業者で、商工中金が金融審査を行い返済力に問題がないと認められる事業者。

●融資対象事業(事業用貨物自動車購入・省エネ関連機器購入)

1. ポスト新長期等規制適合車導入資金融資
2. 環境対応車(CNG・ハイブリット車)及び省エネ関連機器(EMS・ドライブレコーダー等、全ト協及び香ト協助成対応機器)導入資金融資

対象期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの登録完了分

●融資条件

1. 融資限度額 3,500万円
2. 貸出利率 取扱金融機関の所定利率によるものとします。
3. 償還期間 5年以内
4. 据置期間 償還期間のうち6ヶ月以内
5. 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによるものとします。
6. その他 車両登録諸費用は融資対象外。消費税は対象となります。
自己資金等で設備代金を支払済の場合は対象外となります。

●再融資の制限

再融資の制限はありません。(毎年利用が可能です。)

●利子補給

この制度融資の借入者に対し、香ト協は、次の補給率により利子補給を行います。
利子補給は、借入者が商工中金高松支店に対して提出する念書に基づいて香ト協から商工中金高松支店に直接支払います。

融資制度	利子補給率
ポスト新長期等規制適合車導入資金融資	年0.6%
環境対応車及び省エネ関連機器導入資金融資	年0.6%

※融資利率が利子補給率を下回る場合は、その融資利率を利子補給率とします。

※利子補給率については、長期プライムレートに大幅な変動がある場合に見直しを検討する場合があります。

●取扱金融機関

商工中金高松支店及び同金庫の代理店信用組合本支店

※香川県における代理店信用組合は、香川県信用組合の各支店です。

●申込先

一般社団法人香川県トラック協会 管理課

●申込方法

所定の申込書により公募期間満了日までに申込みください。

※公募期間中であっても、融資総枠を超えるとその時点で公募は終了します。

●融資推薦適否決定通知

推薦の適否を決定次第、速やかに申込者に通知します。

※香ト協の融資推薦決定は、融資そのものが決定したことではありません。

融資の可否は取扱金融機関が返済能力等の審査をして決定されます。

●融資実行期限

令和8年3月31日（火）

●その他

この要綱に定めのない事項は、近代化基金運営要領及び同取扱細則の定めるところによります。

申込手続き等の手引き

●申込書及び添付書類について

必要な申請書類及び添付書類については「申請書類について（ポスト新長期等規制融資）」をご覧ください。

●借入申込について

融資推薦決定通知の交付を受けた者は、同通知書（写）を添えて直ちに商工中金に借入申込みをしてください。申込用紙は商工中金で受領し、その指示により作成してください。

なお、商工中金に借入申込みを行う時は、次の資格を具備する必要があります。

- ① 商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。（四国交通共済協同組合・香川県トラック総合配送センター協同組合・ロジック香川協同組合等）
- ② 商工中金の代理店となっている信用組合の構成員であること。但し、この場合は、信用組合を通じてのみ代理貸付を受けられます。

●商工中金あて提出書類について

借入に伴う添付書類は、概ね次のとおりです。

- ①企業要項、②決算書（2期分）、
- ③収支実績内訳（月別実績、荷主別実績、部門別実績など）、
- ④事業計画書、⑤収支予想（設備1ヶ月分）、
- ⑥担保・保証人調（不動産担保の場合は登記簿謄本添付）

●利子補給金額支払方法について

利子補給金額は、商工中金から通知される利子補給金予定表によります。

●その他留意事項について

- ① 香ト協が発行する融資推薦決定についての書類は、融資決定となるものではありません。

各社からの申込を取りまとめ基金運営委員会での承認後、取扱金融機関へ融資推薦するもので、商工中金からの融資決定ではありません。

- ② この融資を利用して購入した車両については、車検証の「所有者」「使用者」とも名義は必ず借入者名義にする必要がありますので、近代化基金融資借入金以外の残金の支払い方法についてもご注意ください。「使用者」名が借入者となっているだけでは、融資の対象とはなりません。

また、車両登録についても令和8年3月31日（火）までとなります。

- ③ 利子補給の打ち切り

借入者が正当な理由なく申込の事業計画と異なるものに借入金を転用した場合は、利子補給を打切るとともに、既に実行した利子補給金も繰り上げて償還していただきます。

申請書類について（ポスト新長期等規制融資）

近代化基金融資を希望される場合は、次の申請書類及び添付書類をご提出ください。

（必要書類）※ポスト新長期規制等融資を希望される場合

1. 融資推薦申込

（申請書類）

- ・融資推薦申込書
- ・企業要項（個別企業用）
- ・事業計画書
- ・承諾書

（添付書類）

- ・見積書の写し

2. 設備完了後

（申請書類）

- ・設備完了（購入）報告書

（添付書類）

- ・購入した車両の車検証の写し
- ・領収証又は振込金受取書等の写し

3. 車両登録期限及び報告締切日

令和8年3月31日（火）

4. その他・留意事項

消費税は融資対象ですが、車両登録諸費用は融資対象外となります。

報告がない場合、利子補給を打切ることがありますのでご注意ください。